

有明親水海浜公園 事業計画書

東京臨海副都心グループ

指定管理者候補者の提案額

1 施設名称

東京都立有明親水海浜公園

2 指定管理者候補者

東京臨海副都心グループ

(構成)

株式会社東京臨海ホールディングス

東京港埠頭株式会社

株式会社東京レポートセンター

3 収支計画書

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
総支出額	6,652	97,698	189,970	220,000	514,320
利用料金収入	—	—	—	—	—
差引 (都への提案額)	6,652	97,698	189,970	220,000	514,320

II 事業計画

【1 管理運営に関する基本的事項】

- (1) 公の施設を管理する指定管理者の役割を踏まえた上で、当公園を含む臨海副都心の海上公園の管理運営について貴団体等の基本的な考え方と視点を示してください。

1 指定管理者の役割と基本姿勢

- 海上公園は「海の都民への開放と自然環境の保全や回復」をビジョンとして東京の臨海部に体系的に創出された公の施設です。したがって、指定管理者は公園の設置目的を踏まえ行政の代行者として公平・公正な立場で職務に臨み、行政を補完、質の高いサービスを提供する責務があります。
- 海上公園の管理運営にあたっては、単に公園として緑や施設を維持管理するだけでなく、周辺のまちづくりや社会ニーズの変化に的確に対応して、公園の魅力を高めていくことが必要であり、そのために指定管理者の果たす役割と責任は大変重要なものであると認識しています。
- 東京臨海副都心グループ(以下、「当グループ」という。)は、海上公園特有の資源(緑・砂浜・水域・景観等)と、都民、NPO、(一社)東京臨海副都心まちづくり協議会(以下、「まちづくり協議会」という。)、企業、今後設置予定のPFI施設・官民連携施設等、公園を取り巻く全ての要素や活力を効果的かつ効率的に組み合わせ活用することで、公園の魅力を引き出し、併せて地域の価値をも高める管理運営を推進します。(別紙<図1>参照)

2 管理運営の基本的な考え方と重要な視点

(1) 管理運営の基本的な考え方

- お台場海浜公園ほか11公園(以下、「臨海副都心公園」という。)は、臨海地域の水と緑のネットワークを形成する海上公園のうち、臨海副都心の中心に位置し、緑豊かな環境や景観の形成、空地の確保等防災面でも大きな役割を果たしています。その中核を成すシンボルプロムナード公園・お台場海浜公園地区と、臨海副都心周辺の水と緑の環境を形成する有明親水海浜公園・ふ頭・緑道公園地区の大きく2地区から構成されています。(別紙<図2>参照)
- 特に、東京の活力を担い、安全で災害に強いまちづくりを進める臨海副都心では、シンボルプロムナード公園・お台場海浜公園の果たす役割と機能は、極めて重要と考えます。
- また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「OP・PP 競技大会」という。)の開催に伴い、新たに設置された有明アリーナの開設等有明北地区の再開発、MICE・国際観光拠点化の推進により、臨海副都心の海上公園はこれまで以上に関心が高まっています。
- これらを踏まえ、臨海副都心の海上公園における管理運営の基本的な考え方を「臨海副都心の職、住、学、遊の均衡あるまちづくりと更なる魅力向上のため、公園を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、都民、NPO、まちづくり協議会、企業等との協働・連携を推進し、魅力あふれる公園づくりを進めること」とします。

(2) 考え方を実現する管理運営の重要な視点

管理運営にあたっては、都民、NPO、まちづくり協議会、企業等と十分に協働・連携を図ります。

① 臨海副都心の魅力と賑わいを創出する公園づくり

臨海副都心のブランド力や魅力を更に向上させていくため、都民、NPO、まちづくり協議会、企業等と一体となって、大型イベントの開催や OP・PP 競技大会を契機とした様々な活動や取り組みを行いながら新たな文化を発信し、交流や賑わいの場を創出する公園づくりを行います。

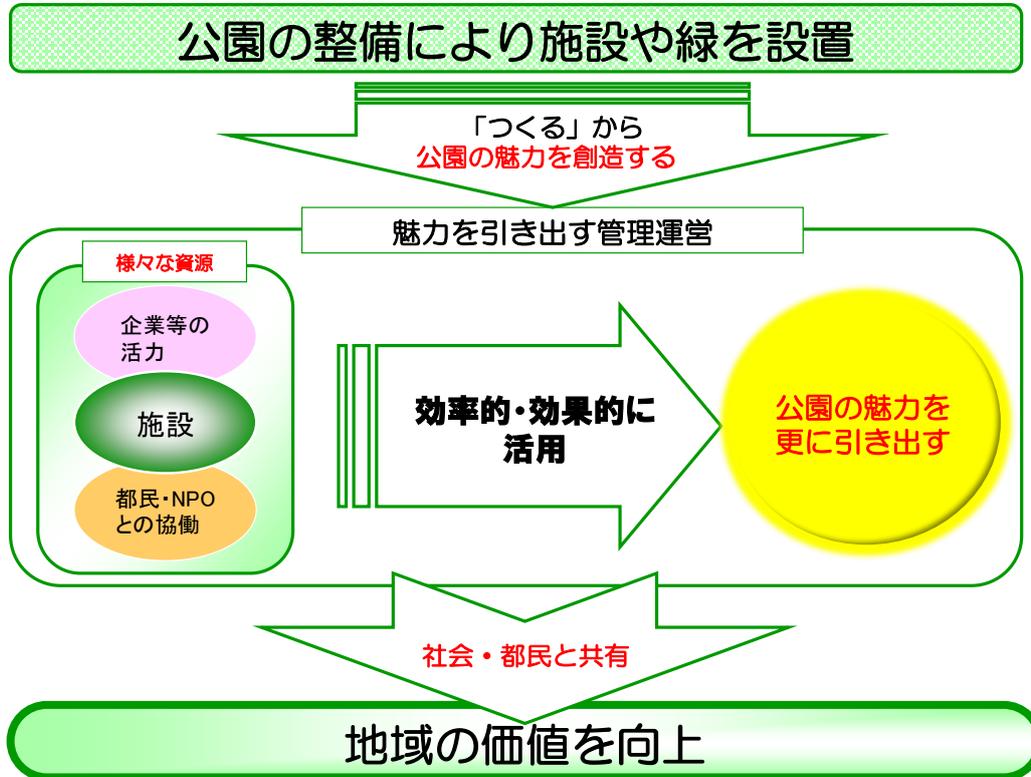
② MICE・国際観光拠点化を見据えた公園づくり

MICE・国際観光拠点化の推進に向け、シンボルプロムナード公園・お台場海浜公園や進出事業者の資源を個別あるいは一体となって最大限に活用し、東京都、地元区、まちづくり協議会、企業等と連携のもと、国際的な観光拠点としての公園づくりを行います。

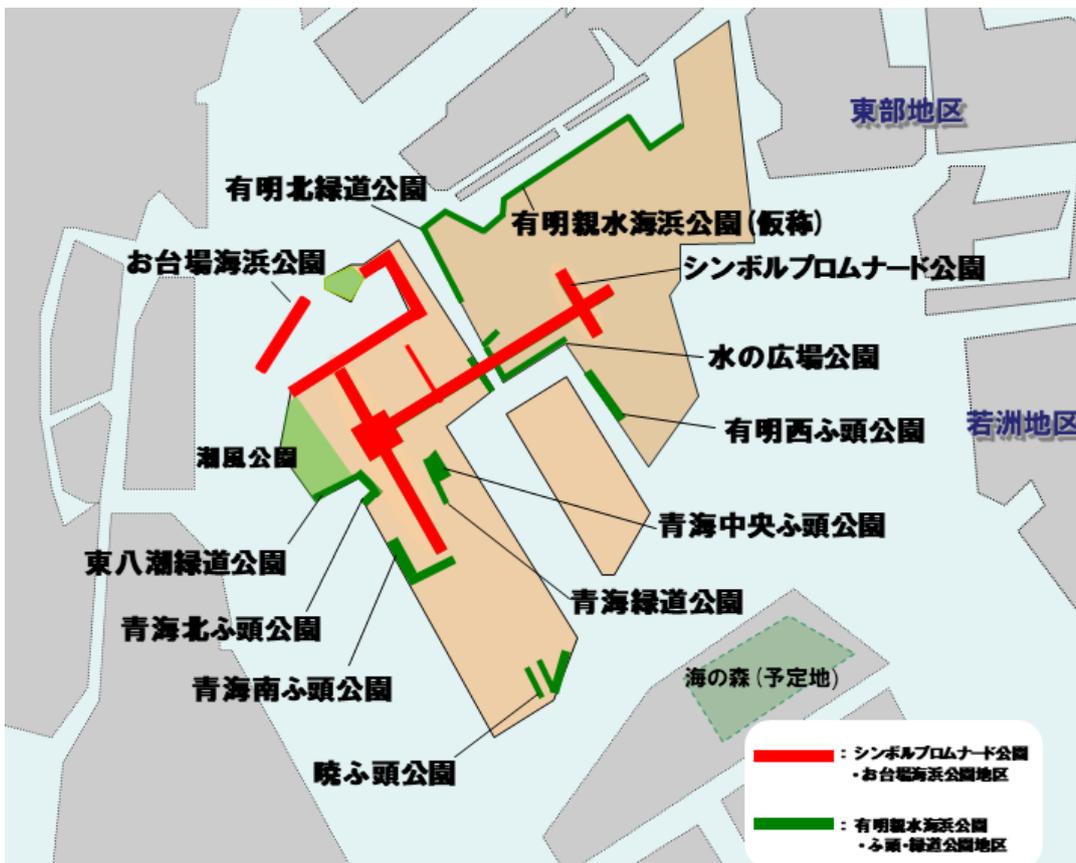
③ 安全で災害に強いまちに貢献する公園づくり

当グループ内の危機管理体制の強化を図り、東京都、地元区、警察、消防、海上保安部、まちづくり協議会、企業等との連携を深め、発災時は公園に避難した来訪者、就業者、居住者等の安全確保を最優先にした情報収集及び避難者・帰宅困難者等の支援を的確かつ迅速に行い、地域防災に貢献します。

<図1>



<図2>



(2) 当公園の管理運営について重要と考える事項を挙げ、都の政策と連動した特殊な管理運営を行う「臨海副都心地区」公園グループの管理にどのように組み入れ、総合的に業務を展開していくのか記載してください。

◆ **管理運営についての重要事項**

臨海副都心公園の管理運営にあたっては、臨海副都心の発展に不可欠な様々なステークホルダーとの調整力やエリアマネジメントの実績を持つ(株)東京臨海ホールディングスと、長年の海上公園の管理運営実績と専門のノウハウを持つ東京港埠頭(株)、イベント開催に不可欠な駐車場対策能力を持つ(株)東京レポートセンターが連携を図ることによって、万全の体制を組み、まちづくり協議会との協力関係のもと、公園の魅力を最大限に高める業務展開を図ります。具体的には、運営管理と維持管理に分け、これを構成する5項目を重要事項として定め、構成員の持つノウハウの総合力を発揮して業務の展開を図ります。

構成員の特徴と役割	
株東京臨海ホールディングス	臨海副都心の様々なステークホルダーとの調整力を有している。地域の持つポテンシャルを引出し、魅力を高めていくエリアマネジメントの実績を持つことから、賑わいの創出や防災対策、事業の全体を統括。
東京港埠頭(株)	長年に渡る海上公園の管理運営実績と既指定管理事業の管理能力、海上公園を活用したイベントの企画・運営力、植栽などの専門的な技術力を持つ立場から、現場の管理・運営を担当。
株東京レポートセンター	臨海副都心の未処分地を活用した様々なイベント開催をとりまとめる調整力と、臨海副都心全域にわたり駐車場を運営し、地域の交通対策に貢献する立場から、賑わいの創出と駐車場対策を担当。
各社共通	これまで培った東京都や他の行政機関との連携・協力体制と行政代行能力。

	重要事項	ノウハウの活用	主な業務展開
統括	(1) 情報・組織・社員・渉外・経営管理等の統括	(株)東京臨海ホールディングスが管理運営の統括を行います。 ① 臨海副都心におけるエリアマネジメントの実績 ② 臨海ホールディングスグループ各社(5社)(以下、「RHD グループ」という。)やまちづくり協議会との連携力 ③ 「東京お台場.net」(臨海副都心の地域情報)や RHD グループ各社の事業等を活用した PR 力	・ 地域と連携した賑わいの創出や防災策 ・ 「東京お台場.net」や公共交通機関(りんかい線)によるイベント情報・観光情報等の発信
運営管理	重要な視点1 (2) 臨海副都心の魅力と賑わいを創出する公園づくり	(株)東京臨海ホールディングスが中心となり、賑わいの創出に取組みます。 ① 「まちづくり協議会」を通じた進出事業者や RHD グループとのネットワークを活用(株)東京臨海ホールディングス ② 海上公園を活用したイベントの調整力、企画運営力や情報発信力(東京港埠頭(株)) ③ 臨海副都心未処分地を活用したイベント調整力・交通対策能力(株)東京レポートセンター)	・ 地域の賑わいを創出する多様なイベントの実施(海の灯まつり、レインボー花火、国際交流イベント等) ・ OP・PP 贈答会を契機とした取組みの実施(ランニングイベント、スポーツ教室等)
	重要な視点2 (3) MICE・国際観光拠点化を見据えた公園づくり	(株)東京臨海ホールディングスが中心となり、東京都、まちづくり協議会等と連携のもと取組みます。 ① 「まちづくり協議会」を通じた進出事業者や RHD グループとのネットワークを活用(株)東京臨海ホールディングス ② 海上公園を活用したイベントの調整力、企画運営力や情報発信力、海上公園の管理経験(東京港埠頭(株)) ③ 花卉企業との連携力や造園技術者の知識と技術力(東京港埠頭(株))	・ 無料 Wi-Fi サービスの提供 ・ 進出事業者と連携した「イルミネーションアイルランドお台場」の実施 ・ 「おもてなし花壇」による観光名所づくり
	重要な視点3 (4) 安全で災害に強いまちに貢献する公園づくり	迅速かつ的確な現場対応や RHD グループ内で集約した情報の提供などを通じ、地域の防災に取組みます。 ① 東京都の非常配備体制に対応した危機管理体制の確立(各社) ② RHD グループの合同防災訓練で培った危機管理能力(各社) ③ RHD グループ内の情報集約と東京都等関係機関との連携力(株)東京臨海ホールディングス) ④ 来訪者、就業者、居住者への情報発信力(東京港埠頭(株)) ⑤ 「大規模地震発生時初動対応マニュアル」、「緊急時アクションマニュアル」に基づく迅速な安全措置(東京港埠頭(株))	・ 公園利用者の安全確保を最優先にした迅速かつ的確な対応 ・ 東京都等関係機関と緊密に連携した情報伝達・施設の安全措置 ・ 避難者、帰宅困難者への積極的な支援 ・ ふ頭等のバックヤードとしての機能確保
維持管理	(5) 施設全般の維持管理	東京港埠頭(株)が現場の維持管理を統括します。 ① 造園・電気、機械設備・建築等の技術者による専門技術力 ② 長年、海上公園の維持管理を担い培った知識や技術を集約した維持管理ガイドラインの活用 ③ 既指定管理者として当該施設の維持管理実績と精緻な知見	・ 安全性や快適性を重視した公園づくり ・ 良好な景観づくり ・ 維持管理ガイドラインの活用 ・ PDCA サイクルを活用したパークメンテナンス方式の展開

(2) 常に適切な管理水準を確保するためには、当公園を含む全ての公園を統括し、連絡調整を図る機能が不可欠です。「臨海副都心地区」公園グループの管理事務所と総括組織（本社等）の役割分担や指揮命令系統について記入するとともに、その関係がわかる組織図（A4版：様式任意）を作成し、提出してください。また、組織として職員の技術や能力、接遇の向上を図るための貴団体の取組を具体的に記入してください。

1 管理事務所と統括組織の役割分担、指揮命令系統

臨海副都公園を統括的に管理するための組織形態や役割分担等は、以下のとおりです。

（別紙〈図1〉参照）

- (1) ㈱東京臨海ホールディングスは、当グループの代表企業として事業全体の最終的な取りまとめを行い、東京都との連絡調整を行います。併せて進出事業者等で組織された「まちづくり協議会」と連携・協力し、臨海副都心の賑わいを創出するイベントや地域防災対策などを実施します。
- (2) 東京港埠頭㈱は、現場における海上公園の管理運営を担い、目標設定、進行管理、事業評価を実施し、公園管理水準の向上を図っていきます。

本社に公園事業部を置き、その指揮命令を受け、現場管理を統括する「公園センター」を配置します。「公園センター」には、センター長の指揮を受け、管理運営を担う「臨海管理係」、施設の維持管理を行う「施設係」と「機動補修チーム」を配置します。「公園センター」は、本社の目標に基づいて、事業計画を立案し、各係、管理事務所を統括して指定管理業務を執行するとともに、定期的あるいは随時に成果等を本社に報告します。さらに、有明親水海浜公園(仮称)(以下、有明親水海浜公園という。)の広場が整備され管理事務所が開設された後は、「有明親水海浜公園係(仮称)」を新設し、管理運営等を行います。

また、指定管理業務全体の目標設定、進行管理、評価と業務への反映を担う「マネジメントチーム」を本社公園事業部に置き、本社と現場が一体となって指定管理業務を効率・効果的に推進します。

- (3) ㈱東京レポートセンターは、臨海副都心の未処分分を活用した賑わいの創出を行うとともに、大規模イベント時の効果的な駐車場対策を実施します。

2 社員の技術や能力、接遇の向上を図るための取組

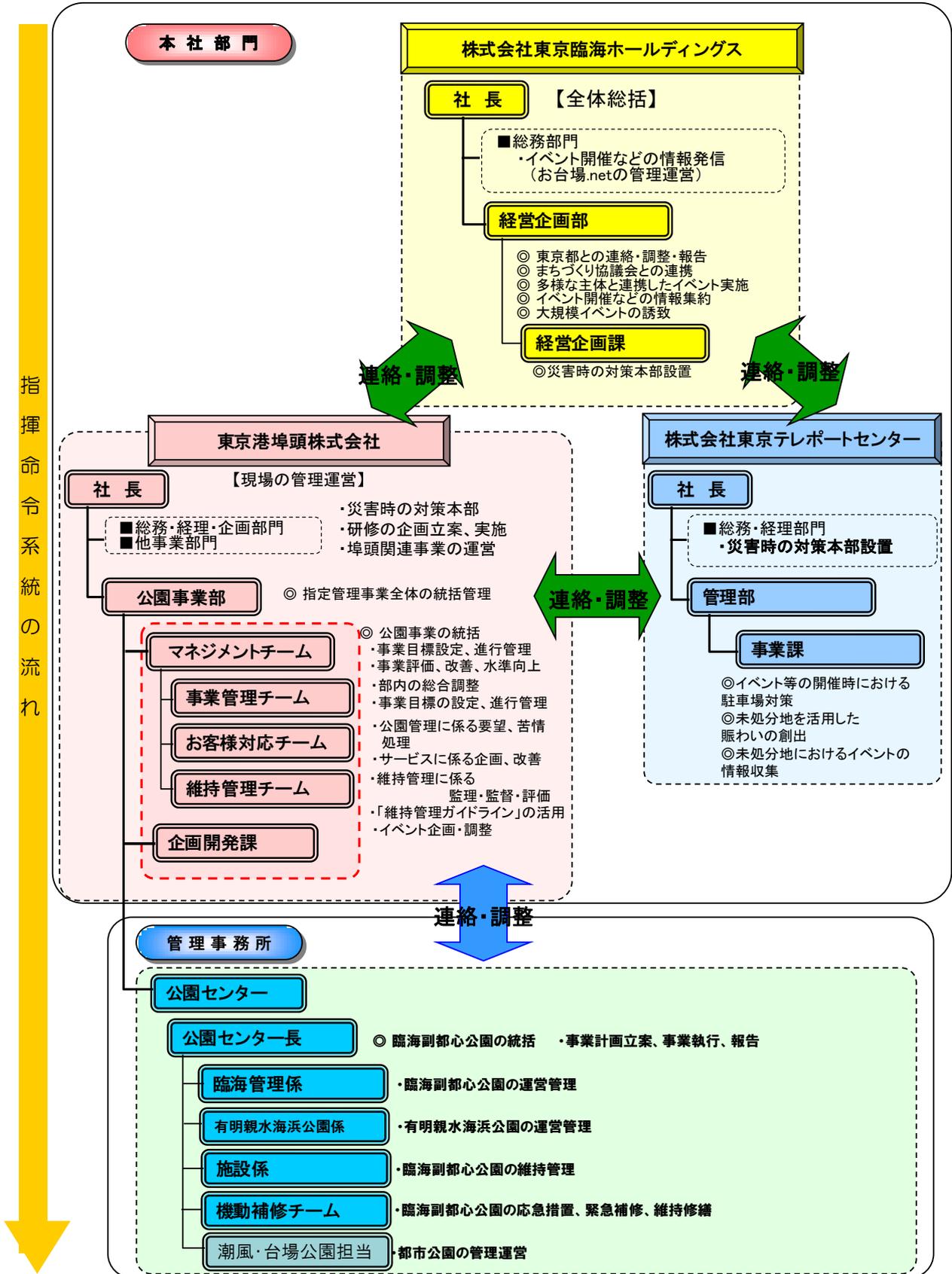
管理運営の基本的な考え方を実現していくためには、社員の能力向上が不可欠です。

これまで培った公園管理運営のノウハウを土台として、社員一人ひとりが更なるスキルアップが図れるよう、下記の5つの分野で研修等を実施します。

◀5つの能力向上への取組▶

行政代行能力の向上	指定管理者として求められる行政代行能力を向上させるための研修を実施します。 ●公園行政への一層の理解を深めるための講習会：年2回 ●社員各階層に求められる事務・技術研修：年2回
個人情報保護能力の向上	個人情報管理について、引続き厳格に対処するため、法令に則った情報セキュリティポリシーや個人情報保護に関する規程に基づく研修を実施します。 ●個人情報保護に関する研修：年1回 ●情報セキュリティポリシー遵守に関する研修：年1回
接客・接遇能力の向上	社員の接客・接遇能力向上のための接遇研修・クレーム研修やバリアフリー研修を実施します。また、公園に寄せられる苦情・要望への確に対応するため、新たに「お客様の声対応システム」を構築し、利用者サービスと社員の接客・接遇能力の向上を図ります。 ●経験年数に応じた接客・接遇研修：年1回 ●クレーム対応研修：年1回 ●バリアフリー研修：年1回 ●お客様の声対応システムに蓄積された実例を活用したOJT：年4回
維持管理能力の向上	維持管理能力の向上のため、土木・造園施工管理技士、樹木医、公園管理運営士等の資格取得支援のほか、技術力の向上や賑わいの創出に関する知識・能力向上を目的とした研修を実施します。 ●技術向上や安全管理のための内部、外部研修への参加：年5回 ●イベント企画運営に関する研修：年1回 ●各種資格取得の奨励・支援：適宜
危機管理能力の向上	事故や地震等の災害が発生した場合に公園管理者として、適切かつ迅速に利用者の安全を確保するため、社員の危機管理能力を向上させる訓練等を実施します。 ●地震及び津波被害を想定した避難誘導訓練：年1回 ●RHDグループ等と連携した防災訓練：年1回 ●上級救命技能認定の全員取得及び更新

〈図1〉



【3 管理運営計画】

- (1) 臨海副都心におけるにぎわいの創出を図るため、臨海副都心ならではの利点を活かした集客力あるイベントの開催は有効な手法です。当公園を含む「臨海副都心地区」公園グループ全体を、まちのブランド力、魅力向上のためにどのように活用していくのか、自主事業計画も含め記載してください。

1 まちのブランド力、魅力向上のための海上公園活用の考え方

- 臨海副都心は、都心からのアクセスに優れており、防災面での安全性も高く、職、住、学、遊という多様なライフスタイルを実現できる均衡ある都市としての性格だけでなく、豊かな緑、海の自然、港の景観といった、貴重な資源を有しています。また、一体となって進めている MICE・国際観光拠点化など、先進的・先導的な都市であると認識しております。
- 有明親水海浜公園の位置する臨海副都心有明北地区では、OP・PP競技大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルを楽しめる複合市街地へと開発が進められています。
- こうした環境の変化に柔軟に対応し、臨海副都心における観光・交流のまちづくりを推進するため、臨海副都心や海上公園の特長を活かした集客力あるイベント等の開催が不可欠です。そのためには、公園を取り巻くステークホルダーと活性化に向けた理念の共有化を図り、地域で行われるイベントの企画実施に係る調整と合意を図ることが重要です。

このため、当グループは、進出事業者で構成されるまちづくり協議会が設置する「賑わい・集客プロジェクトチーム」にチームリーダーとして参画し、地域協働事業を牽引するとともに、臨海副都心の賑わいの創出に積極的に取り組んでまいります。
- さらには、今まで培ったノウハウを活かしたイベントの誘致や主体的参画を行い、近隣商業施設との協働推進や主催者同士の連携を拡充することによって、公園内の回遊性が高められるなど、臨海副都心のスケールメリットを発揮させることで、活性化を図り、まちのブランド力と魅力向上を目指します。

2 自主事業計画 (別紙(図表1)参照)

- 臨海副都心は、海外にも通じる「お台場」の知名度があるとともに、海、港が眺望できる良質な景観や砂浜等の水辺、水域施設等の自然資源、商業施設や教育文化施設等の観光資源、さらに、進出事業者等の所有するオープンスペースなど様々な資源を有しています。

広大なシンボルプロムナード公園には、セントラル広場、夢の広場、石と光の広場、花の広場などがあり、連携したイベントが開催でき回遊性が得られるのも大きな特長です。

また、お台場海浜公園を中心に隣接する都立潮風公園から都立台場公園に至る空間は、水と緑が連続する美しい景観を創出しています。
- 当グループは、こうした資源を活用し、臨海副都心の更なるブランド力と魅力向上に向けて、イベント等の企画や運営を計画的に行うことが重要かつ効果的であると考えます。
- そこで当グループは、(A)臨海副都心の賑わいを主たる目的とする事業、(B)MICE・国際観光拠点化など先進的なまちづくりを目指す事業、(C)お台場海浜公園、隣接する都立潮風・台場公園の連続性を活かした事業、(D)有明親水海浜公園の機能を活かした事業(予定)を展開します。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、自主事業開催時は、国や都が定めるイベント開催の方針や関係団体等が定めるガイドラインを遵守した上で実施します。

〈図表 1〉

開催場所	自主事業の名称	開催時期	内容
臨海副都心全体	MICE・観光拠点化推進イルミネーション装飾事業（B）	通年	商業施設と連動したイルミネーションをお台場海浜公園やシンボルプロムナード公園内に設置
	MICE・観光拠点化推進情報発信機器整備事業（お台場 FreeWiFi）（B）	通年	お台場海浜公園、シンボルプロムナード公園など多くの来訪者が集まる公共スペースにおいて、全てのユーザーが利用できる無料 WiFi 環境を提供
	ランニングイベント（A）（C）	4月～3月	スポーツに親しむ環境づくりと地域全体の活性化を目指し、ランニングコースを活用したイベントを開催
シンボルプロムナード公園（陸側）	花と緑のおもてなしプロジェクト（A）	4月・8月	花と緑をテーマに、春は関東最大規模の 300 品種 20 万球のチューリップ、夏は企業と連携した大規模なサマーガーデンを展示し、おもてなし文化を発信
	フリーマーケット（A）	4月～3月	リサイクルイベントを通じて、環境負荷低減に関する取組を PR し、都民の交流の場と地域の賑わいを創出
	国際交流イベント（A）	4月～3月	文化交流、地域振興、環境配慮をテーマに実施するイベント
	スポーツイベント（A）	4月～3月	スポーツに親しむ環境づくりを目指し、子供から大人まで楽しめるスポーツイベントを開催
お台場海浜公園（海側）	マリンスポーツ教室（A）	4月～10月	スポーツに親しむ環境づくりを目指し、公園の水域を活用した気軽にマリンスポーツに触れる機会を提供
	海の灯まつり（A）	7月	7色のペーパーランプに来園者と共に火を灯し、砂浜に地上絵を描くことで、夏の夜をロマンティックに演出するイベントを開催
	お台場釣り教室 & B B Q（C）	8月	お台場海浜公園の磯浜で釣り教室を開催後、潮風公園でバーベキューを楽しむイベントを実施
	お台場レインボー花火（A）	12月	臨海副都心の賑わいの創出を目的に地域企業と連携した花火大会
有明親水海浜公園（予定）※	記念広場での都民等との植樹イベント(D)	時期未定	都民・学校と協働し、園内に苗木を植樹するイベントを開催
	環境美化活動(D)	通年	近隣企業・学校と連携した清掃活動
	園内花壇制作(D)	通年	都民・近隣企業・学校と連携し園内を花で装飾

（A）＝臨海副都心の賑わいを主たる目的とする事業

（B）＝MICE・国際観光拠点化など先進的なまちづくりを目指す事業

（C）＝隣接する都立潮風・台場公園の連続性を活かした事業

（D）＝有明親水海浜公園の機能を活かした事業展開（予定）

※今後の整備状況により変更になる場合があります。

(2) 公園を含む各海上公園での各種イベントの実施に当たっては、企画・実施・評価の各段階において常に進出事業者や進出事業者や住民との連携が必要です。進出事業者や住民と協力体制を確保する仕組みの構築や運営を行うか記載してください。また、様々なボランティア団体、NPO、都民等との協働・連携の推進について記載してください。

1 進出事業者や都民等との協働・連携の考え方

海上公園は、地域やそれぞれの特性に合わせて、その魅力や価値を高めていくために、進出事業者や都民等との協働・連携による取組みが不可欠であります。そのため、積極的に協働・連携の機会を作り、管理運営の基本的な考え方(【1 管理運営に関する基本的事項】2(1)参照)を共有しながら、海上公園の活性化に取り組みます。

2 進出事業者等との協力体制

- 臨海副都心公園で開催する各種イベントは、公園利用者の多様なニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供できるよう、臨海副都心の進出事業者等との緊密な協力体制を築く必要があります。
- そのため、当グループとまちづくり協議会及び進出事業者である会員各社で構成する賑わい・集客、環境、防犯・防災に関するプロジェクトチームを通じて、情報交換や地域の声を企画内容に反映させるなど協力体制を構築し、イベントを実施してまいります。
- イベント等の開催にあたっては、事前に進出事業者等と情報共有し、地域一体となって多様な情報発信を行い臨海副都心公園の賑わいの創出を図ります。

3 ボランティア団体等との協働・連携

- 各種イベント等の実施にあたっては、進出事業者や様々なボランティア団体、NPO等との協働・連携を積極的に図り、臨海副都心公園と地域一帯の価値を高めていきます。

具体的取組み例	実施場所
花壇ボランティアのコーディネート	シンボルプロムナード公園、東京テレポート駅前、有明親水海浜公園
企業等と協働する清掃活動	お台場海浜公園、シンボルプロムナード公園、水の広場公園、有明親水海浜公園
進出事業者と協働するチューリップの球根植え付け 企業等と連携する花壇づくり	シンボルプロムナード公園
ランニングイベント開催時のコース管理、給水等	シンボルプロムナード公園
海の灯まつりでの住民・企業参加のペーパーランプ並べ	お台場海浜公園

4 地域と連携した自主事業の実施

- 自主事業の実施にあたっては、まちづくり協議会との連携を活かし、進出事業者に対して参画や出店を促すとともに、地元で活動する団体や住民の協力を得ながら、臨海副都心全体に拡大するようなイベントを展開してまいります。
- また、当グループが管理している公園や未利用地のイベント開催予定と進出事業者のイベント情報を相互に共有し、自主事業や持込みイベントを同時開催するなど、集客の相乗効果を図り、臨海副都心全体の賑わい創出に貢献してまいります。

具体的取組み例	実施場所
チューリップフェスティバルでのNPOによるワークショップ	シンボルプロムナード公園
モータースポーツジャパンの開催	シンボルプロムナード公園、未利用地
働くくるま大集合!	シンボルプロムナード公園
お台場海浜マラソン	お台場海浜公園、近隣小学校

(3) 当公園を含む各海上公園やその周辺で大量の集客力あるイベントが開催された場合における、臨海副都心内の全ての駐車場を活用した効果的な駐車場対策について記載してください。また、駐車場利用者の域内の移動や利便性に資するため、ゆりかもめやりんかい線、水上バスの連携等、トータルでの交通対策についても記載してください。

◆ 臨海副都心での交通対策に関する考え方

臨海副都心では、大規模イベントが頻繁に開催され、多数の入場者や関係者が、りんかい線、ゆりかもめ、水上バス、自動車など様々な交通手段で来訪します。こうしたことから、臨海副都心への交通アクセスの円滑化、域内移動や利便性向上、駐車場の確保等を図るには、トータルな交通対策が重要であると考えます。

1 大量の集客力あるイベント開催時等の効果的な駐車場対策

- (1) 当グループは地域に密着した事業者である強みを活かし、海上公園のイベントをはじめ、まちづくり協議会や地域の企業・団体等を通じて、臨海副都心の様々なイベント情報を収集するとともに、イベント主催者等との情報交換や調整などを行い、駐車場対策の効果的な実施を図ってまいります。
- (2) 当グループの構成員は、臨海副都心の駐車場対策や交通混雑緩和対策などを協議・検討する組織である「臨海副都心地域駐車場連絡協議会」(構成会員:進出事業者、まちづくり協議会、警視庁や湾岸警察署、行政機関など)の会長を務めるとともに、事務局を担っております。
- (3) 同連絡協議会の構成会員には、地域の商業・娯楽施設、展示施設、ホテルやコンベンション施設等の管理者が多いことから、同連絡協議会を通じて、繁忙期のイベントなど様々な催事情報を把握し、必要な調整等を行っております。
- (4) OP・PP 競技大会のレガシーの集積により注目されている臨海副都心では、国内のみならず、海外からの来訪者のバス利用が増加の傾向にあります。そのため、臨海副都心内の既存バス駐車場は、スペースが限られていることから、駐車場、バスレーンを整備するなど需要に対応した交通混雑の緩和を図っております。(有明地区調整中)
また、一般車両に対しては、夏休み期間中等の繁忙期に臨海副都心内の駐車場空き情報をリアルタイムに提供するサービスを行い、駐車場利用者の利便性の向上と駐車場やその周辺道路の混雑緩和を図ります。
- (5) 今後も引き続き、大規模イベント時等来訪者の需要にあった臨海副都心全域での効果的な駐車場対策に取り組んでまいります。

2 トータルでの交通連携策と交通対策

- (1) 臨海副都心での域内移動や利便性向上のため、東京都の社会実験(自動運転車両を活用した臨海副都心における新たなモビリティサービスの実証)へ積極的に協力するなど地域内の交通連携策と交通対策を図っていきます。
- (2) 当グループのホームページ上にて、「電車」「バス」「船」「車」の手段別に臨海副都心への全アクセス方法を案内するとともに、各交通手段の魅力を発信してまいります。
また、まちづくり協議会会員であるゆりかもめやりんかい線へイベント予定情報を提供し、必要に応じ両交通機関が運行計画に反映することで、イベントによる交通需要の突発的な増加に対応可能な体制を構築しています。
- (3) 東京モーターショー開催時には、青海臨時駐車場利用者に対しモーターショー入場券を駐車場にて販売するなどの連携を行っております。
- (4) 今後も引き続き、地域の企業・団体等と連携した取組みを実施するとともに、大規模イベント時には、地域内の各交通機関に対し輸送力の強化(増便・増発等)を要請するなど、臨海副都心のトータルな交通連携策・交通対策の推進に努めてまいります。

(4) 進出事業者の企業等で働く人、学ぶ人、住民、観光客等来訪者が渾然一体となっている臨海副都心でのまちが一体となった防災対策についての具体的な取組み及び体制を記載してください。

◆ 防災対策についての取組

当グループは、臨海副都心の骨格を成し、シンボルプロムナード公園等、多くの来訪者が行き交う公園の指定管理者として、地域防災の観点から発災時の連絡体制を整備します。また、日常的に防災情報の提供や施設の点検を励行し、発災時は初動対応における行政への支援を最大限実行してまいります。

1 防災体制

当グループは、発災時には対策本部を速やかに設置し、以下のとおりグループ内危機管理体制を発動します。(別紙〈図1〉参照)

- (1) ㈱東京臨海ホールディングスがRHDグループ各社の情報収集を、東京港埠頭㈱が海上公園等の情報収集を、㈱東京レポートセンターが臨海副都心内の所有各ビル・未処分地・駐車場関連の情報収集を発災後迅速に行います。
- (2) 各社は、東京都に状況及び対応を速やかに報告すると同時に、情報の一元化を図るため㈱東京臨海ホールディングスに情報の集約を図ります。
- (3) RHDグループ各社に設置された防災無線や東京港埠頭㈱が公園センター及び本社各部に保有する災害用携帯電話・無線、㈱東京レポートセンター本社と同社所有の臨海副都心内各ビル防災センターが保有する衛星電話を活用し、グループ内で強固な情報連絡体制を確立してまいります。

2 防災への具体的な取組

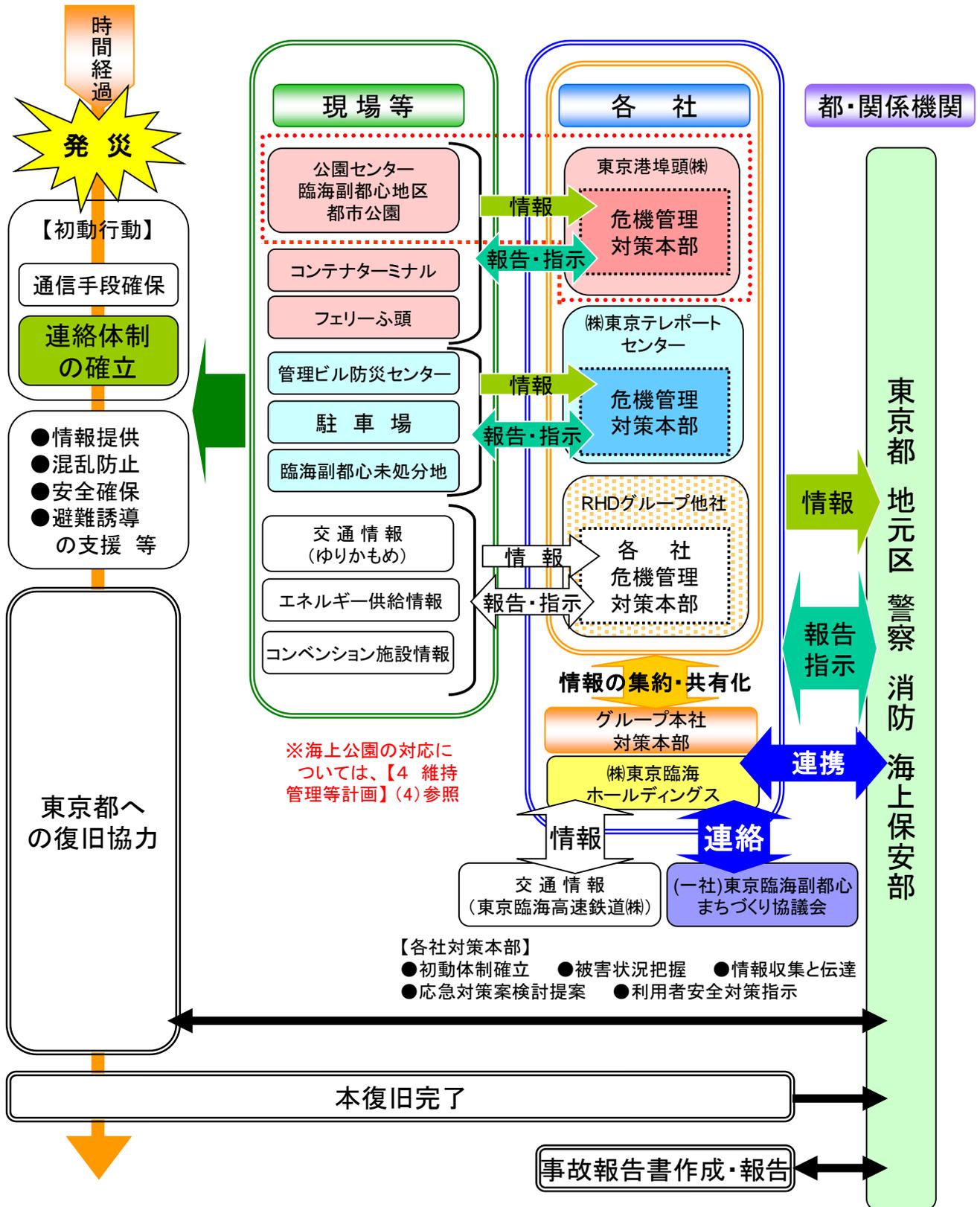
(1) 平常時の取組

- 来訪者、就業者、居住者に対し、まちづくり協議会を通じて、区内残留地区として指定されている臨海副都心の安全性や大規模災害時の車輛通行禁止措置、帰宅困難者向けの心得を周知するなど、防災に関する情報を発信してまいります。
- 発災時、耐震強化岸壁背後にある有明西ふ頭公園は、緊急救援物資等の仕分け・一時保管場所等のオープンスペースとして活用される可能性があるため、平常時より、災害の発生を想定したスペースの確保、重点的な施設点検を行います。
- まちづくり協議会に設置されている「防犯・防災プロジェクトチーム」に参画して地域との連携体制を強化することで、広域的な情報を収集・発信のできる体制づくりを推進してまいります。
- 関係各区との連携により公園内に設置した防災無線の活用、まちづくり協議会等と連携した帰宅困難者対策の強化などの取組を進め、地域の防災対策に一層貢献してまいります。
- RHDグループ各社に整備した防災無線を活用し、定期的に防災無線訓練を実施することで、RHDグループをあげて、発災時の体制強化に取り組みます。

(2) 発災時の取組

- 臨海副都心は、避難の必要のない区内残留地区であることから、発災時は来訪者に対して、海上公園内に留まることを呼びかけます。一方、津波注意報・警報が発令された場合は、お台場海浜公園など海に面する公園については、高台への避難を誘導します。また、公共交通機関の運行情報等についても、随時情報提供を行います。
- 有明西ふ頭公園については、直ちに施設・地域の被災状況を確認の上、緊急救援物資等の仕分け・一時保管場所としての使用の可否及び地域道路ネットワークの状況について東京都に速やかに報告いたします。
- 帰宅困難者に対しては、東京都との連携により、RHDグループ各社所有の一時滞在施設の開設、ゆりかもめ・りんかい線・道路交通インフラの情報提供を行います。また、水上輸送基地として運用が想定されるお台場海浜公園・青海・有明客船ターミナルへの帰宅困難者の誘導を支援してまいります。
- RHDグループ各社の情報を防災無線等により㈱東京臨海ホールディングスに集約し、指示系統を確立させることで、グループ一丸となって、災害に対処します。

<図1>



(5) 海上公園をより多くの都民等に利用していただくため、利用者満足度調査をはじめ都民等のニーズ把握は重要です。この取組や、当公園を含む各海上公園の魅力を積極的にアピールする手法、そして外国人を含めた多様な利用者への対応について具体的に記載してください。

1 臨海副都心公園の特性とニーズの把握

- (1) 臨海副都心公園は、シンボルプロムナード公園をはじめとして、職、住、学、遊のバランスのとれた都市の骨格を成しており、他では見られない豊かな緑や美しい海辺の景観が楽しめるだけでなく、防災空間としても重要な役割を果たしています。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「新しい日常」の浸透により、近場で過ごす方が増加傾向にあることや、新たに設置された有明アリーナや有明体操競技場の開設、有明北地区の再開発により、公園の利用がますます高まるものと認識しています。
- (3) お台場海浜公園では、景観や水辺に親しめる観光地としての利用が定着し、国内外からの来訪者が多く訪れていることから、多言語翻訳機を活用した案内やユニバーサルデザインを意識した公園管理、無料Wi-Fiや授乳室、外貨両替機のサービス提供など、おもてなしを行います。
また、ライフスタイルの変化に伴う健康志向の高まりからランニングや水域での様々なマリンスポーツを行う利用者が増えているため、周囲の公園とのつながりを活かしたランニングイベント、砂浜や水域を活かしたマリンスポーツ教室を実施し、誰もがスポーツをしやすい環境を整えます。
- (4) 当グループは、利用者サービス向上を図るため、顧客満足度調査を実施し、日頃より利用者から貴重なご意見をいただく等、ニーズの把握を行い、管理運営に役立てていきます。

2 多様な手法を用いた情報発信 (図1参照)

- (1) 多くの都民等に海上公園の魅力を知っていただくため、多言語のホームページやSNSを活用し、臨海副都心公園で行われるイベント、公園の見どころなどの情報をタイムリーに提供します。
また、外国人利用者など誰もが公園を安心して快適に利用できるよう多言語の翻訳機を活用し受付をするとともに、臨海副都心公園を中心とした多言語のエリアマップを作成し、情報を収集できる環境づくりを進めます。
- (2) 東京都や地元区の行政広報の活用はもとより、地元情報誌、りんかい線等公共交通機関の広報媒体との連携、まちづくり協議会、地元自治会、地元小中学校との連携など、広域・地域にわたる情報発信を行い、海上公園の魅力を積極的にアピールしてまいります。

3 バリアフリー化の推進

誰もが公園を快適に利用できるよう、障がい者や高齢者に対する理解と積極的な手助けの気運を広めるため、社員の理解促進を図る研修を実施します。また、多言語表記やバリアフリーマップをホームページ等で広報することによりバリアフリー化を推進していきます。

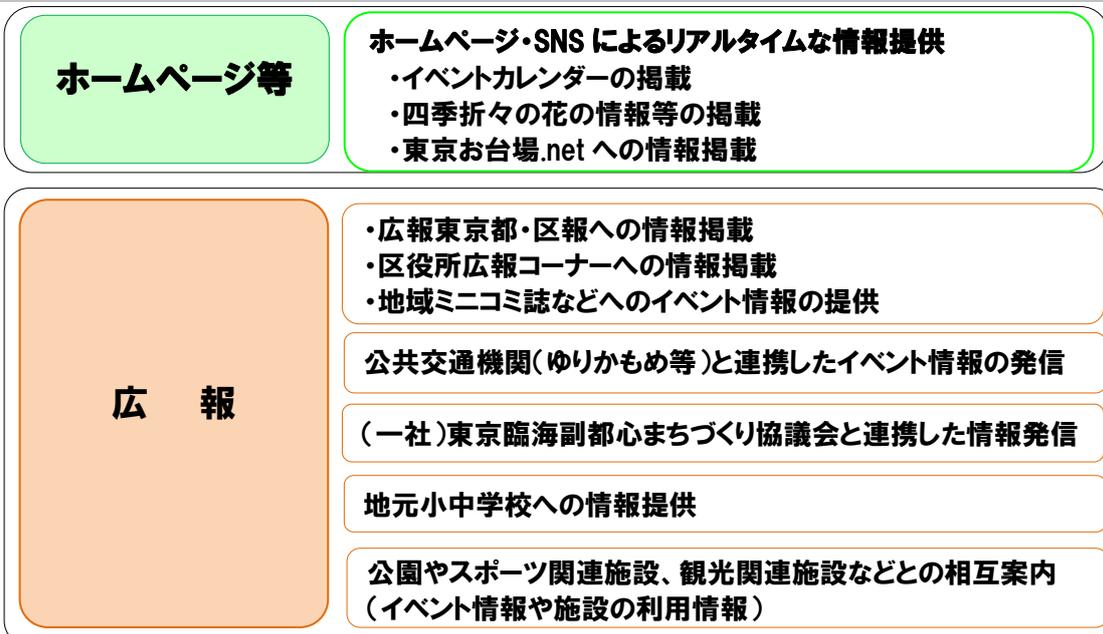
4 キャッシュレス決済による利便性向上

自動販売機や売店に導入したキャッシュレス決済を利用し、多様な支払ツールを利用者に提供することで、利便性向上に努めるとともに、デジタルトランスフォーメーションの推進にも貢献します。

5 喫煙所の効果的な運用

臨海副都心公園の中でも多くの方が訪れ、行き交うお台場海浜公園やシンボルプロムナード公園には、東京都福祉保健局が定める「受動喫煙防止対策施設管理者向けハンドブック」に沿って、受動喫煙を生じさせることがないよう、当グループが設置した喫煙所を効果的に運用します。

<図1>



(6) 都民等からの様々な要望や苦情に的確に対応するための具体的な取組方法について記載してください。

1 苦情・要望は、様々な手段よりの的確に把握します

CS(顧客満足度)アンケートを実施するほか、ホームページ上の専用フォーム、電話、郵便、現場の直接対応・意見箱の多様なチャンネルで利用者の声を収集します。

2 把握した苦情・要望は、その内容や緊急度に相応しい手順で対応を行います

苦情・要望は、公園に関わる法令や「苦情・要望対応マニュアル」をもとに公平・公正の視点に立って対応します。具体的には、以下のような視点から検証します。

- (a) 公園の方針やルール、管理水準に照らしてどうか
- (b) 他の利用者への影響はどうか
- (c) 特別な利害があるかどうか
- (d) 個人的あるいは一時的かどうか など

苦情や要望等が生じた場合は、まず、緊急を要する内容か否か、指定管理者の判断で処理できる範囲か否かを見極めます。

指定管理者の判断で処理できる範囲の場合、緊急・即対応の案件は、速やかに対応し、関係者との調整を要する案件は、マネジメントチームが東京都と連携して処理方法を決定し、対応結果を東京都に報告します。

なお、苦情・要望は、個人情報保護を徹底することを前提に、ご意見の内容とその対応を分類し、データベースとして蓄積することで、社員研修やマニュアル改訂の業務改善に役立てます。

3 苦情・要望は検証・評価の上、必要に応じて業務に反映させます

苦情・要望は、下記のPDCAサイクル活動によって、公平・公正の観点から検証・評価します。その結果、改善が必要と思われる事案は、業務に反映させるとともに、対応結果について適宜情報発信し、利用者の利便性向上に役立てます。

[計画：P] 基本的な処理方針や判断基準を定めます。

[実施：D] 方針に基づき、苦情等の対応を行い、当社が運営する全ての公園の経過や対応結果を組織全体で共有し、安定したサービスを提供していきます。

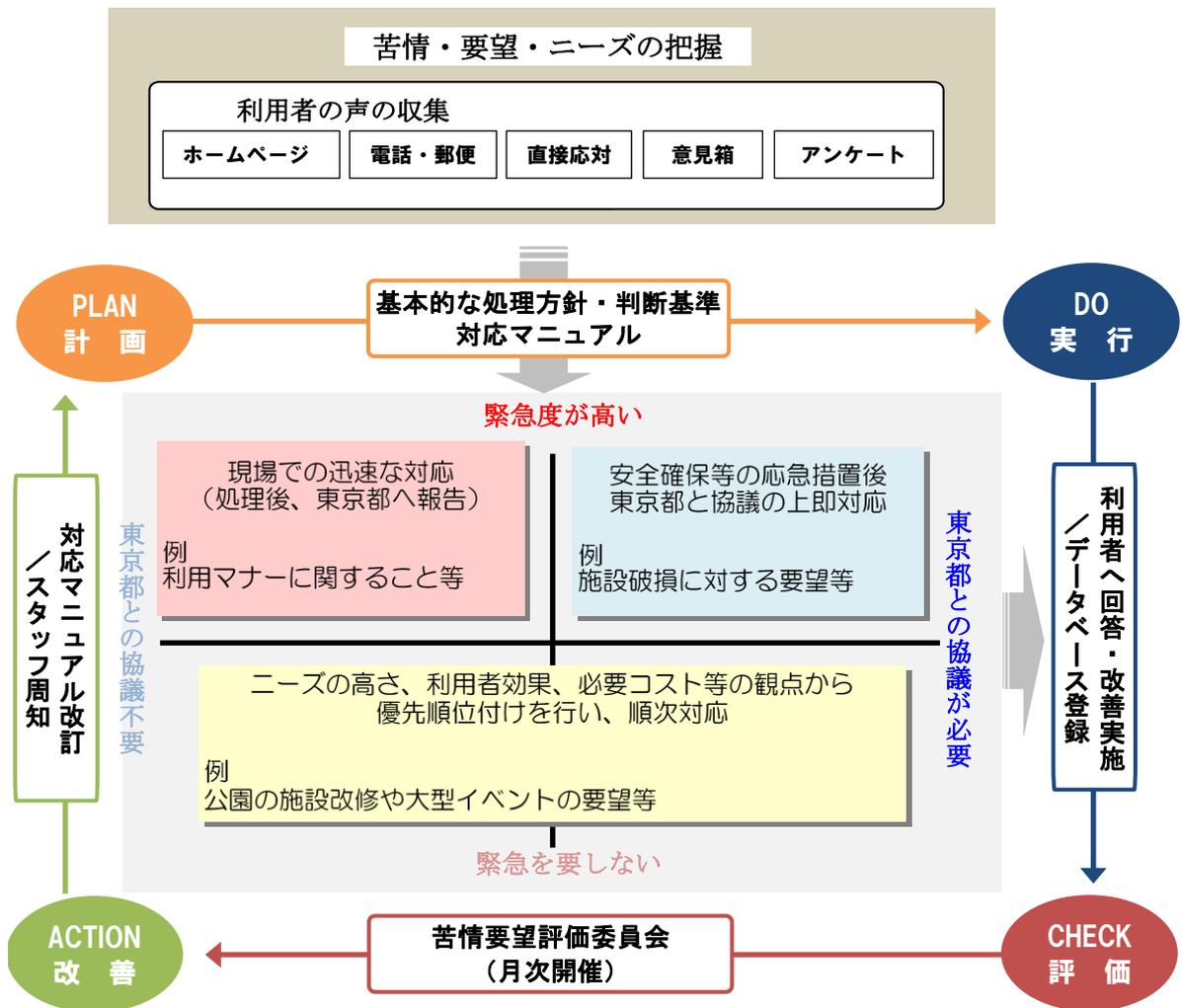
また、対応結果について、施設内掲示等により利用者へ情報発信します。

[評価：C] 対応結果について、東京港埠頭(株)公園事業部幹部社員で構成される「苦情要望評価委員会(月次開催)」にマネジメントチームが報告し、評価、検証します。

[改善：A] 改善の必要がある場合は、「対応マニュアル」を改訂し、スタッフに周知することで同じ問題を発生させないようにします。

<図2>

苦情・要望への対応フロー図



【4 維持管理等計画】

- (1) グループ内の全ての海上公園を適正に維持管理することは、指定管理者の業務の基本です。海上公園の果たす社会的役割や位置づけも踏まえ、当公園を含む各海上公園を適正に維持管理するための基本方針について記載してください。

1 海上公園の果たす社会的役割

- 海上公園は、全国、都内の公害問題が顕在化した昭和40年代後半に、自然の回復を図るとともに、海を都民へ開放することを目的として、東京都が取り組んだ計画的な公園緑地プロジェクトです。同プロジェクトは、東京都市計画公園緑地との整合を図りつつ23区の四分の一の面積を占める臨海地域及び水域に、葛西から羽田沖まで続く水と緑のネットワークを創造するとともに、水域、なぎさ、砂浜、栈橋といった都市公園では見られない施設を公園化するなど、全国でも類のない先駆的な事業と認識しています。
臨海副都心公園は、海辺の景観が美しいお台場海浜公園、臨海副都心の各エリアをつなぐとともにまちの安全を確保するシンボルプロムナード公園、OP・PP競技大会のレガシーが集積する有明北地区に新たに整備される有明親水海浜公園などが効果的に配置されており、都民が海に親しみ、自然に触れ合うことができ、臨海副都心のまちづくりや魅力の向上に貢献するなど大きな社会的役割を担っております。
- 当グループが維持管理を実施するにあたっては、以上のような海上公園の社会的な役割や位置づけ、臨海副都心公園の個性豊かな施設の特長を理解し、その価値を更に高めることを目標として、これまでのノウハウと万全の体制を持って質の高い維持管理を実施してまいります。

2 快適性・安全性を重視した維持管理

海上公園の果たす社会的役割を踏まえ、東京都の維持管理方針、仕様、運営方針に基づくとともに、これまでの維持管理実績のノウハウを結集した独自の「維持管理ガイドライン」を活用し、利用者の安全・安心と快適性を重視する維持管理を基本方針とします。

(1) 予防管理による安全性の確保

- ① 施設の日常点検や定期点検に加え、予防管理の手法を基本とした独自の「パークメンテナンス方式」（別図1参照）を活用し、修繕履歴から不具合傾向の把握や施設等の劣化を予測した上、計画的な修繕や部品交換を行うなど、利用に影響を及ぼさないよう、きめ細やかな維持管理を行います。
- ② 臨海副都心公園は、特徴である水域施設や航路施設があるため、砂浜や護岸の陥没の有無、柵・灯浮標の不具合、救命施設（浮環や梯子）の設置状況等といった施設の日常点検を徹底し、不具合や異常の早期発見と迅速で的確な対応を行います。
- ③ 緑地管理については、それぞれのエリア機能に合わせた剪定等を行い、植物の生長や季節に応じて形状を予測するとともに、園内照度改善や見通しを確保しながら景観や地域の防犯・防災に配慮した樹木管理を行います。

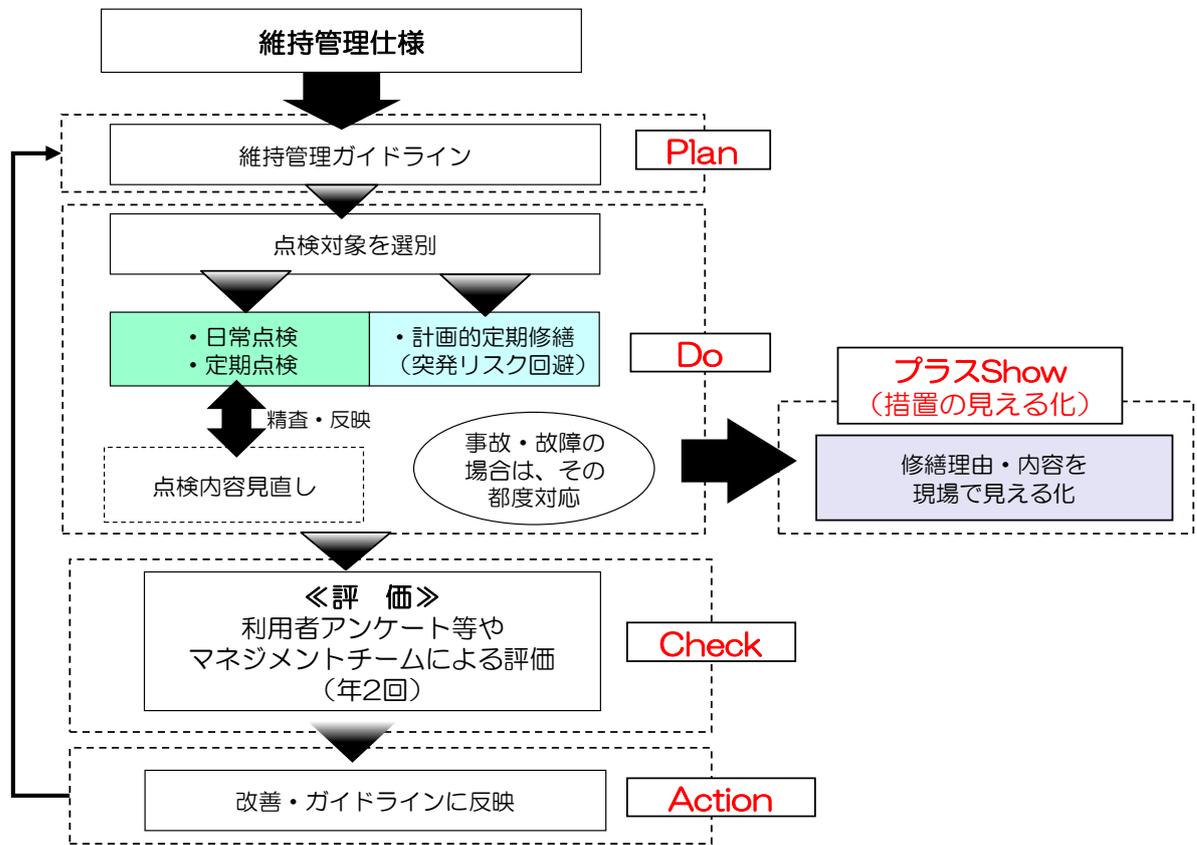
(2) 利用者に満足いただける快適性

- ① MICE・国際観光拠点化の推進やOP・PP競技大会のレガシーの集積により、日本の代表的な観光地として、国内外からの来訪者を清潔さや美しい景観でお迎えすることが維持管理を行う上で重要です。このため、きめ細やかでタイムリーな清掃、健全な生育と景観形成を追求した緑地管理、さらには、公園全体を活用したチューリップフェスティバル等のイベントにより季節感を演出し、美観に努めるなど快適で美しい臨海副都心公園の維持管理に積極的に取り組みます。
- ② 維持管理活動全般にわたり環境や福祉への配慮を重視します。例えば剪定作業により発生する枝葉を堆肥化し土壌へ還元します。また、ユニバーサルデザインや福祉のまちづくりの観点から、多言語案内板の設置や段差解消など、誰もが安全・安心、かつ快適に利用できるよう公園づくりを行います。

〈別図1〉

「パークメンテナンス方式」

《修繕履歴や点検から不具合の傾向を把握》
施設の劣化を予測 → 計画的な修繕 → 利用者の安全を確保



(2) 公園を適正に管理するためには、東京都と連携を密にした上で、業務の内容を絶えずチェックする必要があります。維持管理業務を着実に遂行するための東京都との連携・協力・検査体制及び指定管理者による業務の指導・監督・検査体制について記載してください。

1 東京都との連携・協力・検査体制

東京都との維持管理業務に係る連携・協力・検査体制は、「定期的な報告に係る事項」と「協議を通じて東京都と連携を図る事項」に分かれるものと考えます。報告等にあたっては、マネジメントチームが自己検査を徹底した上で、誠実かつ確実に遂行いたします。

(1) 定期的な報告に係る事項

① 年間計画書の提出

緊急対応等経費に相当する修繕における年間修繕計画、直営・外注作業の年間作業実施計画については、東京都との事前協議も含め、期限までに確実に提出いたします。

② 維持管理作業の実施

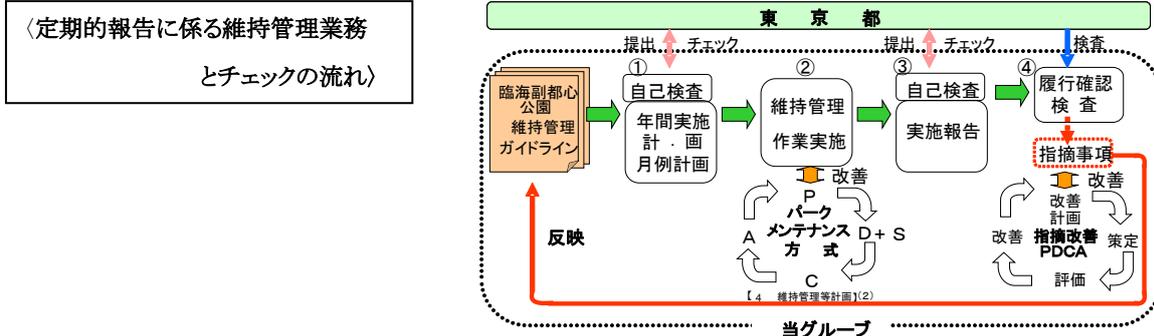
計画に記載された維持管理項目については、独自のパークメンテナンス方式により、業務改善を図りながら、報告書へ反映します。

③ 実施報告の提出

毎月の実施報告については、小修繕の実績や図面・写真を添付するなど、分かり易い形で東京都に提出いたします。

④ 東京都の履行確認検査への対応

実施結果に係る東京都の検査については、事前に仕様書・設計書・契約書・作業報告書等を精査・準備し、検査に即応できる体制を整えます。指摘や意見等については、真摯に受け止め、顛末を記録した上で、速やかな改善を図るとともに、維持管理ガイドラインに反映いたします。



(2) 協議を通じて東京都と連携を図る事項

① 年間実施計画等に無い突発的な緊急時対応

事故・災害復旧等による緊急の場合は、事実確認と応急措置を実施し、速やかに東京都に報告と協議を行います。利用者の安全性や利便性等を確保する修繕は、現状と目的、費用対効果などを説明したうえで実施の可否、施工方法について事前に東京都と協議します。

② 指定管理者の権限の及ばない案件

通常の維持管理を超えるもの、または社会性・事件性の強い事件・事故が発生した場合には、東京都をはじめ、関係機関と綿密な協議を行いつつ的確に対応します。

2 外部発注業者への指導・監督・検査体制

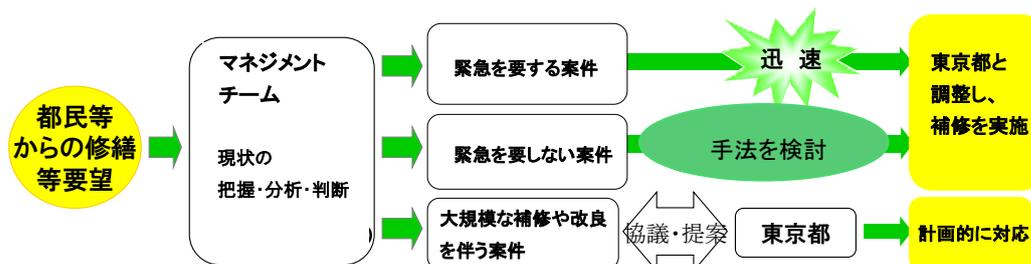
当グループが発注する外部業者に対しては、東京都の施工要領や監督基準を準用して業務の指導監督にあたっていきます。具体的には以下により業務内容をチェックして適切な管理水準を維持します。

- (1) 業務が着実に実施されるよう、作業開始前、作業履行中など定期的に責任者と十分な打合せを行い、仕様に基づき工程管理、安全管理、品質管理について細部にわたる指導監督を徹底します。
- (2) 履行中の現場確認や中間検査、履行後の完了検査は、当グループが任命した検査員が、公正な立場で的確な検査を実施します。
- (3) 検査員・監督員は、専門研修を行い一層の検査能力、監督能力の維持向上を図ります。

3) 都民や東京都からの修繕等の要望に対してどのように対応するか、指定管理者としての考え方や対応姿勢について、経費支出の考え方を含めて記載してください。

1 都民や東京都からの修繕等の要望に対する基本的な考え方

- (1) 当グループは、都民等から修繕要望を受ける前に、計画的・先行的修繕により突発事故の発生を抑止する予防管理の考え方を柱とした独自のパークメンテナンス方式を活用して、常に良好な施設の状態を実現していきます。
- (2) 公園利用の変化に伴う施設の補修・改良など、既存施設の形状、数量や機能を向上することを目的とした要望に対しては、現状を把握し、マネジメントチームが速やかに分析・判断するとともに、東京都に報告しながら以下のとおり迅速かつ誠意をもって対応します。
 - ① 緊急を要する案件
緊急案件は、利用者の安全を第一優先とし、現場への立入禁止等の保全措置を行い、東京都と調整しながら迅速に対応します。
 - ② 緊急を要しない案件
要望等の趣旨と現場の調査確認を行った上で、マネジメントチームと手法を検討し、東京都と調整しながら機動補修チーム及び専門業者が、迅速に対応します。
 - ③ 大規模な補修や改良を伴う案件
マネジメントチーム及び技術的知見を持つ東京港埠頭(株)技術専門部門による検討会を実施し、東京都や関係者と協議を進める中で、必要な提案を行っていきます。合意のできた案件については、可能な範囲で計画的に対応します。



2 施設補修、施設改良に対する基本的な考え方

お台場海浜公園やシンボルプロムナード公園、全面開園後の有明親水海浜公園は、多くのお客様が訪れるため、公園全体の安全・安心の確保と美しい水と緑で囲まれた公園を維持することが重要と考えます。

また、再整備された施設に対しては、独自のパークメンテナンス方式を活用した維持管理に積極的に取り組むとともに、環境や福祉への配慮も重視し、多くの人々が美しい公園の景観を楽しんでいただけるよう取り組みます。さらに、都民等から寄せられる施設の補修・改良などの要望に対しては、東京都へ報告・協議の上、必要に応じて対応していきます。

なお、再整備工事は長期間にわたると想定されることから、都民に対して工事のスケジュールを発信するとともに、問い合わせ等についても丁寧に説明していきます。

3 支出については、以下のカテゴリーに分け的確に対応

- (1) 30万円未満の修繕
30万円未満の修繕は、利用者の安全性に関わるものを第一優先に、迅速に対応いたします。
- (2) 30万円以上の修繕
30万円以上の修繕については、東京都へ提出する年間修繕計画に基づき実施し、計画書に記載がない緊急修繕が発生した場合は、既存計画との整合性や優先順位付けなどについて、東京都と協議し、対応いたします。
- (3) 緊急事態への対応
緊急事態には、安全性を第一に、事実関係を速やかに調査し、応急措置を実施します。根本的な課題や大規模な形状、数量や機能の変更を伴う案件については、マネジメントチームが中心となり、東京都と協議の上、実施主体や方法を明確にします。この場合においても、当グループは可能な限り柔軟に対応できるよう取り組んでまいります。

(4) 日々起こりうる事故の予防及び事故が発生した場合の応急対応について、海上公園の特性を踏まえ、指定管理者としての危機管理に係る具体的な取組み及び体制を記載してください。(開園当初は当公園には管理事務所がありませんので、考慮の上記入願います。)

併せて、地震等災害の発生時における対応についても記載してください。

日々起こり得る事故の予防や事故対応は現場で公園管理を行う東京港埠頭㈱が原則として対応します。

1 日々起こり得る事故の予防

- (1) 日々起こり得る事故として①お台場海浜公園の磯浜や砂浜等での熱中症や水難事故等の発生 ②イベント開催時における新型コロナウイルス感染や接触事故の発生 ③ふ頭・緑道公園の樹木や園路状況による事故が想定されます。
- (2) 日常管理では、事故防止策として①熱中症に対しては、受付窓口、巡回時の声かけや園内放送による注意喚起を励行し、お台場海浜公園、有明親水海浜公園の砂浜では、繁忙期のライフセーバーによる監視強化を図ります。その他親水域では、サイン設置や放送、巡回時の声かけにより注意喚起を行います。水域施設(磯浜、砂浜、航行安全標識、安全柵、救命浮環等)では、徹底した日常点検を行い、不具合を発見した場合は、迅速な対応を行い、流れ着く漂着物にも十分な注意を払います。設置するサイン等は、外国人来訪者に配慮し多言語表記にします。②イベント開催時は、事前に国や都が定めるイベント開催の方針や関係団体等が定めるガイドラインの遵守、適切な誘導員の配置、入園車両の制限などを行い、万全な安全対策を図ります。③樹木や園路等では、予防管理を基本とした「パークメンテナンス方式」による維持管理を徹底します。

2 事故が発生した場合の応急対応 (別図1参照)

(1) 日常で発生した事故

怪我や病気が発生した場合は、上級救命技能認定の資格を有する社員が応急処置を行い、必要に応じ救急要請するなど迅速かつ適切に対応し、東京都・関係機関へ速やかに報告を行います。また、公園管理事務所にAED・救急箱を常備、救命研修を実施し常に社員スキルの向上を図ることで、事故対応に万全を期していきます。

(2) 公園機能に影響をもたらす事件・事故

台風、大雨や雪害等による施設損壊、倒木、落雷による停電には、機動補修チームや維持管理の専門チームがスピーディーに対処し、事件・事故等は警察・消防・海上保安部へ迅速に連絡を行い、東京都・関係機関へ速やかに報告します。

(3) 社会的影響の強い事件・事故

大規模損壊等は、対策本部を本社に設置し、本社と現場の社員が一丸となって対応します。当公園は東京港のふ頭施設に近接するため外来種のヒアリが発見された場合は、「ヒアリ同定マニュアル」に基づき対応します。なお、東京都・行政機関との連絡には専用回線を使い、迅速かつ適切に情報交換します。

3 台風における対応

- (1) 台風接近時は、東京都が定めた異常気象等対応マニュアルに基づき、飛散物を固定するなど事前対策を適切に行います。また、通過後の被害を想定し、事前に委託事業者へ協力要請を行うなど、通過後の体制を強化します。園内の売店事業者やイベント主催者に対して、安全対策の確認を行い、利用者の安全を確保します。
- (2) 台風通過中、状況に応じて事務所にスタッフを配置、通過後は速やかに巡回・報告できる体制を構築し、園内状況を確認します。被害が発生した場合は、補修や安全措置を行うとともに、被害状況に応じ迅速に東京都に報告します。なお、立入禁止など公園利用に影響が出る案件は、ホームページやSNSを活用し周知します。

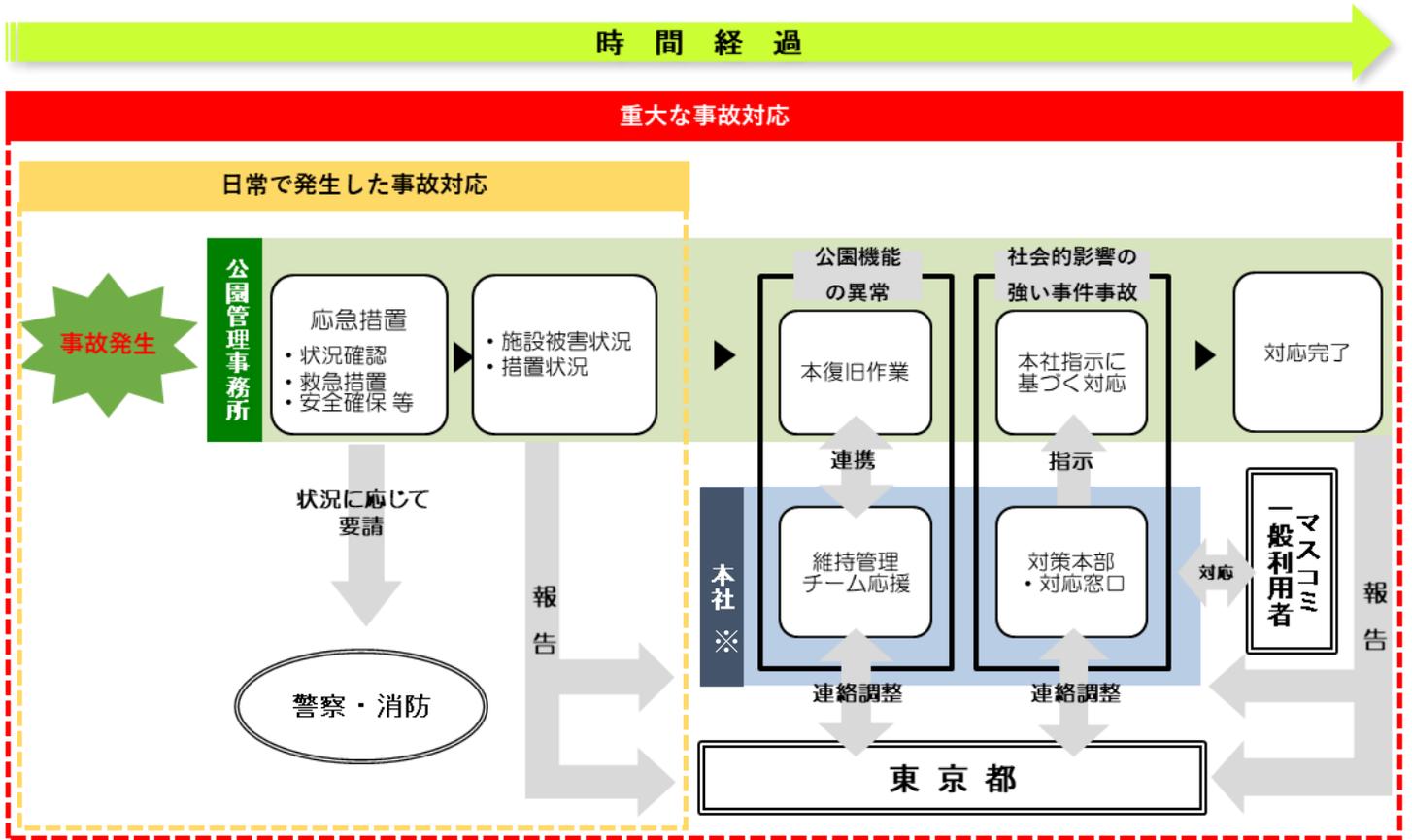
4 地震等防災時における対応 (別図2参照)

- (1) 発災時には、当グループが策定した「大規模地震発生時初動対応マニュアル」及び「緊急時アクションマニュアル」に基づき、公園利用者の安全確保を最優先にした上で、現場対策本部を設置、現場の状況を本社に伝達、必要に応じて消防等に連絡するなど迅速に対応します。公園管理事務所と本社が連携し、施設点検、安全措置を行います。
- (2) 本社に公園全体を統括する対策本部を設置、指揮命令と情報の一元化を行い、東京都に正確な情報を伝達します。
- (3) 多くの避難者や帰宅困難者が集まることが想定されるため、公共交通機関の運行情報の提供、お台場海浜公園など一時滞在施設への的確な誘導等、避難者や帰宅困難者の安全確保に全力を尽くし、積極的に支援します。
- (4) 発災時には通信手段が途絶えることを想定し、公園管理事務所と本社、お台場海浜公園間に災害用無線・災害用携帯電話を常備するとともに、東京都及び当グループの各社には専用回線を独自に敷設します。

5 防災訓練の実施

シンボルプロムナード公園に来訪者・就業者・居住者が集まることを想定し、簡易トイレ設営、お台場海浜公園などの一時滞在施設の開設情報や公共交通機関の運行情報を提供、一時滞在施設への誘導など、災害時に的確に対応するために防災訓練を実施します。(例: RHD グループ共同防災訓練(東京都や東京臨海副都心まちづくり協議会との連携を含む))

〈別図1〉



〈別図2〉

